

令和3年度

ブルーカーボンデータアーカイブに関するシステム連携調査

補助業務

仕様書

令和3年10月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、日本全国の沿岸浅海域を対象としたブルーカーボンデータアーカイブに関するシステム連携の調査の補助を行うものである。

2. 履行期間

契約締結日より令和4年3月4日までとする。なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始休暇は、休日として設定している。

3. 業務仕様

3-1 計画準備

- (1) 受注者は、本業務の実施に先立ち、調査職員と協議のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

3-2 ブルーカーボンデータアーカイブに関するシステム連携の調査

受注者は、ブルーカーボン生態系分布・面積推定のためのアーカイブに必要な環境データ群を管理、あるいは将来的に管理可能なシステムについて網羅的に調査し、クラウドシステム上での構築が想定されているアーカイブシステムと、環境データ群を管理しているシステムとの連携手段（データの受け渡しなど）について調査し、システム間の連携に必要な作業など（データ加工、連携システム的设计など）をとりまとめる。

(1) ブルーカーボンデータアーカイブシステム（システム1）について

ここでのブルーカーボンデータアーカイブとは、リモートセンシングデータ（衛星画像など）や環境データから、日本沿岸域におけるブルーカーボン生態系（海藻・海草・干潟・マングローブなど）の分布・面積を年毎に算定し、定期的な分布・面積の観測値とのデータ同化を可能とするシステムである。空間解像度は2km程度を想定している。本システムは、クラウドサービス上での構築・運用を想定している。なお、使用予定のクラウドサービスについては、調査職員から指示する。

(2) 環境データ群を保有しているシステム（システム2）について

ここで想定しているシステムとは、データ統合・解析システム DIAS（Data Integration and Analysis System）を含む、環境データ群やリモートセンシングデータの管理及びデータ統合・解析も可能とするシステム、あるいは将来的に可能となりうるシステムである。受注者は、次節で述べる環境データが「1. システム2に集積され」、「2. 計算処理やソーティングなどデータ加工」、「3. システム1へのデータ提供」及び「3. ユーザーへ向けたデータ公開」の一連の作業が自動的に実施可能な構造にできるかの調査も行う。

(3) 環境データについて

ここでの環境データとは、ブルーカーボン生態系の成長・衰退に影響を及ぼす環境変数（地形、水温、栄養塩濃度、波浪、塩分、濁度、底質に関するデータなど）であり、観測データや数値モデルなどによる推定値や解析値とする。なお、空間解像度は 2km 程度とし、時間的変動が顕著なデータの時間解像度は日毎あるいは月毎を理想とするが、データの集積状況などを踏まえ、調査職員と協議のうえ、決定する。また、適用すべき環境データについては、調査職員が指示する。

なお、システム 1・2 および両システムの連携については、維持・管理の人的・金銭的負担を可能な限り最小限（理想は 0）に抑えられる構造を理想とする。

3-3 報告書作成

(1) 受注者は、上記 3-2 で得られた結果を報告書にまとめるものとする。

3-4 協議・報告

(1) 受注者は、業務の着手時に事前協議 1 回、業務の完了時に最終報告を 1 回行う。
なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うものとする。

4. 成果物

4-1 成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、仕様書（発注図面含む）、業務計画書、報告書、納品図面、写真、測定データなどすべての最終成果（以下「業務完成図書」という）を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「業務完成図書」は、作成した電子データを電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で 2 部提出する。なお、「業務完成図書」の詳細内容及び電子化については、調査職員と協議のうえ、決定する。
- (3) 仕様書及び発注画面の電子データは、発注者が提供する。

4-2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

5. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

6. その他

- (1) 本仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。
また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行う。
- (2) 本業務により得られた成果は、当所に帰属する。
- (3) 本業務遂行上取り扱うデータについては、調査職員の指示に従うほか、受注者の十分な管理のもとで取り扱う。
- (4) 本業務の遂行過程では、調査職員と綿密な連携を保ち、進捗状況を報告する。
- (5) 本業務により得られた情報および成果は、当所の許可なく公表したり、他に転用してはならない。

以上